官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（六八）　七
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（六九）　一〇
○日本学術会議法（七〇）　一四
〔政　令〕
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二一四）　三
○候補者選考委員会令（二一五）　三
〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五六）　一四
〔規　則〕
○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委一三）　三七
〔法規的告示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁一四）　六〇
〔その他告示〕
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務二一四）　六五
〔官庁報告〕
官庁事項
農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について（厚生労働省・農林水産省・経済産業省）　六六

本号で公布された法令のあらまし

◇公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（法律第六八号）（文部科学省）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正関係

1　学校における働き方改革の一層の推進に向けて教育委員会が講ずべき措置

㈠　教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（以下「業務量管理・健康確保措置」という。）の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとすることとした。（第八条第一項関係）

㈡　業務量管理・健康確保措置実施計画においては、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項について定めるものとすることとした。（第八条第二項関係）

㈢　教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとすることとした。（第八条第三項関係）

㈣　教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとすることとした。（第八条第四項関係）

㈤　都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとすることとした。（第八条第五項関係）

2　教員の処遇の改善

㈠　公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、教育職員の給料月額の一〇〇分の四に相当する額から、一〇〇分の一〇に相当する額に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

㈡　指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第二五条第一項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。）について、教職調整額を支給しないこととするとともに、地方公務員法第五八条第三項の規定の適用について必要な読替規定を定めることとした。（第三条第一項及び第五条関係）

㈢　㈠の基準となる額の引上げは、令和八年一月一日から毎年一〇〇分の一ずつ段階的に行うこととする経過措置を置くこととした。（附則第二項関係）

二　学校教育法の一部改正関係

1　学校における働き方改革の一層の推進に向けて学校が講ずべき措置

公立の義務教育諸学校等は、学校評価の結果に基づいて学校運営の改善を図るための措置を講ずるに当たっては、当該措置が業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならないこととすることとした。（第四二条第二項関係）

2　組織的な学校運営及び指導の促進に向けた主務教諭の職の新設

主務教諭の職務について、児童の教育等をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととするとともに、主務教諭を幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことができるものとすることとした。（第二七条、第三七条、第六〇条及び第六九条等関係）